

「標準都道府県議会会議規則」と「奈良県議会会議規則」の相違点について
 (第五章・第六章)

(注) 以下では、標準都道府県議会会議規則を「標準会議規則」とする。

第五章 議事

1. 委員会付託から本会議での表決までについて

標準会議規則との主な相違点は、奈良県議会会議規則に「委員会報告書」(標準会議規則76条)の規定がないこと、少数意見留保の場合に賛成委員が不要なこと、委員長報告等を省略する場合の手續等である。

	標準会議規則	奈良県議会会議規則
①委員会付託(事件を委員会に送付する。)	本会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。(38条)	同左(34条)
②委員会審査	(略)	(略)
③審査終了・委員会報告書の提出(事件を議長に戻す。)	委員会は、事件の審査を終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。(76条) ※報告書の内容は、事件番号、件名及び議決結果	規定なし。 ※先例で、議決日の議会運営委員会で、委員長が議決結果を口頭報告する。
④【少数意見留保の場合】少数意見報告書の提出	①委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、少数意見として留保できる。(75条1項)	①左記とほぼ同じだが、「他に出席委員1人以上の賛成」の条件がない。(59条1項)
	②留保した少数意見を本会議で報告する場合は、少数意見報告書を作り、委員会報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。(75条2項)	②左記とほぼ同じだが、左記の「委員会報告書が提出されるまでに」を「委員会の報告がなされるまでに」としている。(59条2項)

	標準会議規則	奈良県議会会議規則
⑤本会議の議題	委員会に付託した事件は、上記の委員会報告書の提出を待って議題とする。(39条)	規定なし
⑥本会議での委員長報告	委員会が審査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。(40条1項)	左記と同じ。(35条1項)
⑦本会議での委員長報告の省略	上記の委員長報告は、議決により、又は委員会報告書の配布若しくは朗読により省略することができる。(40条3項)	左記のうち、「議決により省略できる」の規定がない。(35条3項)
⑧【少数意見の報告がある場合】本会議での少数意見の報告	少数意見者(上記の少数意見留保の手続を行った者)は委員長報告に次いで報告できる。(40条2項)	同左(35条1項)
⑨【少数意見の報告がある場合】本会議での少数意見の報告の省略	少数意見者の報告は、議決により、又は少数意見報告書の配布若しくは朗読により省略することができる。(40条3項)	左記のうち、「議決により省略できる」の規定がない。(35条3項)
⑩委員長報告等に対する質疑	委員長と少数意見報告者に対し、質疑をすることができる。(42条)	同左(37条)
⑪討論及び表決	上記の質疑の終了後に、討論、表決を行う。(43条)	同左(38条)

【少数意見の報告及びその意義とは】

委員会は、議決事件についての予備的又は下審査機関である。そこでの結論は、仮の結論で最終的なものではなく、いわば本会議における判断資料となるにとどまり、本会議での審議は、必ずしも委員会での結論に拘束されるものではない。したがって、委員会で廃棄された少数意見も、本会議では多くの同調者を得られる可能性があり、本会議の判断資料という意味からは、少数意見の報告はそれなりに意義を有する。

(地方議会運営事典)

2. 本会議での修正案の説明の時期について

本会議での修正案の説明の時期について、「委員会付託を省略した事件の修正案」について標準会議規則と奈良県議会会議規則で異なる。

	標準会議規則	奈良県議会会議規則
①委員会付託事件の修正案の説明の時期	委員長報告及び少数意見報告の後（41条）	同左（36条1項）
②委員会付託を省略した事件の説明の時期	委員会付託を省略したとき（41条）	委員会付託事件の修正案の説明後（36条2項）

3. 本会議が委員会審査に関与する場合について

本会議が委員会審査に関与する以下の例外的な場合の規定について、奈良県議会会議規則は改正前の標準会議規則と同じであったり、制定当初からない。

①委員会の審査又は調査期限までに審査等が終了しない場合

標準会議規則45条は昭和34年改正により第3項「前二項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第三十九条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、議会において審議することができる。」を新設したが、奈良県議会会議規則39条は改正せず。

【委員会の審査・調査期限とは】

委員会で行う審査又は調査に付けられた期限のことをいう。

委員会は、その審査又は調査に当たり、他から制約を受けないとする委員会審査独立の原則がある。しかし、委員会に付託された事件についての審査、調査で緊急に結論を求める場合又は委員会の方で故意に議論を延ばそうとしている場合に、審査、調査を促進するためになんらかの措置を講ずる必要が出てくる。このような場合には、委員会審査独立の原則の例外として、本会議において期限を議決することができる。

（地方議会運営事典）

【標準会議規則の改正理由】

第3項の新設は、第1項又は第2項の規定により付した期限満了後の当該付託事件の取扱いについては、本会議で審議できる説、できない説に分かれているので、規定上その取扱いを明確にすることとし、当該期限までに審査、調査が終わらなかったときは、本会議において審議できる旨規定した。（全国都道府県議会議長会）

②委員会が自主的に中間報告を行う場合

標準会議規則46条は昭和59年改正により第2項「委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。」を新設したが、奈良県議会会議規則40条は改正せず。

【委員会の中間報告とは】

委員会に付託した事件の審査又は調査の終了前に行われる中間的な審査の状況報告で、本会議の議決により当該委員会に求められるもの又は本会議の承認を得て当該委員会が行うものをいう。

中間報告は、委員会の審査の促進を図るためと、継続審査中の案件が相当長引いているような場合に行われる中間的な審査の状況報告であって、常に行われるものではない。
(地方議会運営事典)

【標準会議規則の改正理由】

第2項の新設は、委員会の中間報告は、委員会における審査又は調査の過程で必要に応じ、委員会の側から自主的に行うことが多い。現行は本会議が委員会に対し中間報告を求める規定しかないので、委員会が自主的に中間報告を行うことができる根拠規定を明文化した。(全国都道府県議会議長会)

③再審査のための付託を行う場合

標準会議規則47条「議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。」は制定当初からあるが、奈良県議会議規則には制定当初からない。

【再付託とは】

委員会の審査又は調査を経て委員会報告書が提出された事件を本会議で審議した結果、委員会における審査又は調査が不十分であるとして、もう一度委員会に付託して審査又は調査させることをいう。(地方議会運営事典)

第六章 発言

1. 「発言の許可等」、「発言の通告等」及び「一般質問」について

標準会議規則には「発言の許可等」(49条)、「発言の通告等」(50条)及び「一般質問」(60条)の規定がある。一方、奈良県議会議規則は「発言の通告等」の規定が制定当初からないなどのため、質問以外の発言に関する規定が少ない。

	発言の種類	標準会議規則	奈良県議会議規則
①発言の許可 (発言の場所)	全発言	①議長の許可を得た後、登壇して行う。ただし、簡単な発言等は議席で発言することも可能。(49条1項)	①同左(42条1項)
		②議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。(49条2項)	②規定なし

(注)「その他」とは議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合等の発言。

	発言の種類	標準会議規則	奈良県議会会議規則
②発言通告の 要否	質 問	必要（60条2項）	同左（51条2項）
	質 疑	必要（50条1項）	※議会運営等に関する申し合せで、必要。
	討 論		
	その他(注)	不要（50条1項）	規定なし
③発言の許可 の求め方	質 問	規定なし	起立して議長と呼び、自席の番号を告げる。（42条2項） ※各派連絡会（H26.5.19）で、「議長、○番」と番号で呼ぶ言い方に違和感等感じるのであれば、各自の判断で名前も併せて発言することですとされた。
	質 疑		
	討 論		
	その他(注)	起立して議長と呼び、氏名を告げる。（50条3項）	
④発言の順序	質 問	議長が定める。（50条4項）	同左（51条3項）※議会運営等に関する申し合せにも規定あり。
	質 疑	議長が定める。（50条4項）	※議会運営等に関する申し合せで、質問と同様。
	討 論		規定なし
	その他(注)		
⑤通告者が欠席した場合等の通告の効力	質 問	通告の効力を失う。（50条5項）	同左（51条4項）
	質 疑	通告の効力を失う。（50条5項）	規定なし。
	討 論		

2. 質疑の発言内容の制限について

標準会議規則 53 条 3 項は「質疑に当たっては、自己の意見を述べるができない。」と規定しているが、奈良県議会議事規則には制定当初からない。

【質疑とは】

質疑は、あくまでも議題となっている事件について、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について、提出者等の説明や意見を質すためのものである。したがって、質疑に当たっては、自己の意見を述べるができないとされている。

(地方議会運営事典)

3. 議事進行に関する発言について

標準会議規則 56 条「議事進行に関する発言」に、「1 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。」との規定があるが、奈良県議会議事規則には制定当初からない。

【議事進行に関する発言とは】

議事進行上の問題について、議長に対し、質疑し、注意し、あるいは希望を述べるための発言のことをいう。

議事進行に関する発言であるためには、議題に直接関係のあるもの（例えば、議長の議題宣告の内容が要領を得ないような場合に、議題の範囲について再度明確に示すよう求める、あるいは説明員〇〇部長の出席を求められたいといった発言がこれに当たる。）であるか、又は直ちに処理を必要とするもの（例えば、〇〇のため、暫時休憩されたい、あるいは定足数を欠いていないか確かめられたい等の発言がこれに当たる。）でなければならない。

長の発言に誤りが多いとか、答弁が冗長すぎるので簡潔明快に述べてほしいという場合、議事進行上の問題として、議長にこの旨を要請し、議長が適當の措置を講ずることを期待することになります。（議事運営の実際 2）

このように、議事進行に関する発言は、その発言を許さないと議事を先に進めることができないような性質をもつ。このため、議事進行に関する発言は、発言に通告制を採用している場合においても、通告を要しない取り扱いがなされている。

なお、議事進行に関する発言は、議長に対する発言であり、動議と異なり、成立という観念はない。したがって、他に賛成者がある必要はなく、議決の対象にもならない。議長がその裁量によって、必要な措置をとればよい。（地方議会運営事典）

（参考）奈良県議会議事規則第 16 条の「議事進行に関する動議」について

議題の審議に直接関係を有する動議や議事の進行についての動議のことをいう。趣旨説明省略や委員会付託省略、質疑、討論終結の動議、即決の動議等は、前者の例であり、休憩の動議、議事日程追加や会期延長の動議等は後者の例である。

（地方議会運営事典）

4. 発言の訂正について

標準会議規則63条は昭和46年に「又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。」と追加したが、奈良県議会会議規則54条は改正せず。

【標準の改正理由】

訂正については、規定がないため運用により処理しているのが現状であるので、その取扱いを明確にした。(全国都道府県議会議長会)

5. 異議の申出について

標準会議規則に規定のある「異議の申出」は以下のとおりで、⑦を除いて会議規則で定める所定数以上の出席議員から申し出ることが必要である。

なお、今回の議題である奈良県議会会議規則の第五・第六章中の②・③については、「異議の申出」の規定はない。

【異議の申出とは】

法令又は会議規則の定めるところにより、議長が決定した意思の表明又は議会の判断の表明に対し、議員がそれと異なる見解をもっている場合に、異議を唱えること。

(地方議会運営事典)

	標準会議規則	奈良県議会会議規則
①議長が定めた「先決動議の表決順序」に対して	出席議員〇人以上から異議の申出(18条)	出席議員5人以上から異議の申出(18条)
②議長の「一括議題の措置」に対して	出席議員〇人以上から異議の申出(36条)	異議の申出の規定なし(32条)
③議長が定めた「発言時間の制限」に対して	出席議員〇人以上から異議の申出(55条2項)	異議の申出の規定なし(45条)
④議長の「起立採決の際の宣告」に対して	出席議員〇人以上から異議の申出(80条2項)	出席議員5人以上から異議の申出(63条2項)
⑤議長の「簡易表決の際の宣告」に対して	出席議員〇人以上から異議の申出(86条)	出席議員5人以上から異議の申出(68条)
⑥議長が定めた「修正案の表決の順序」に対して	出席議員〇人以上から異議の申出(87条2項)	異議の申出(69条2項) ※人数の規定なし
⑦議長の「会議規則の疑義の決定」に対して	異議の申出(130条) ※人数の規定なし	同左(96条)

6. 緊急質問について

標準会議規則では「議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、討論を用いない。」（6 1 条 1 項）、奈良県議会会議規則では「議長の許可を得て特に質問することができる。」（5 2 条）と制定当初から異なる。

また、標準会議規則（6 1 条 2 項）では「趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。」と規定しているが、奈良県議会会議規則には制定当初からない。

【緊急質問とは】

緊急質問は、火災、水害、地震、盗難、責任問題等客観的にみても、即刻質問し臨機の措置を質す必要があるような緊急性が認められる内容のものである場合と、緊急を要するものというものではないが、是非とも質問をしなければならないような、住民の関心の的となっている問題など、真にやむをえないと客観的に認められる場合でなければならない。（地方議会運営事典）

【標準会議規則が「議会の同意」とした理由】

緊急質問は、議事としての独立性があるため、議事日程への追加が必要となる。議事日程の追加は標準会議規則 2 1 条（奈良県議会会議規則 2 1 条）で「会議に諮って決する」ことになっているので、緊急質問の議事日程への追加も同様の取り扱いとするため、「議長の許可」ではなく「議会の同意」とした。

標準会議規則（日程の順序変更及び追加）

第二十一条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（全国都道府県議会議長会事務局から聴取）